

公立大学法人大分県立看護科学大学研究活動不正調査委員会規程

平成31年4月1日

規程第 120 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程(規程第118号)第6条第1項の規定により、公立大学法人大分県立看護科学大学研究活動不正調査委員会(以下「調査委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を実施し、研究活動に係る研究不正の事実の有無並びにその程度について調査を行う。

- (1) 予備調査
- (2) 本調査
- (3) 関係者からの聴取
- (4) 関係資料等の調査
- (5) その他調査に必要な事項

2 調査委員会は、予備調査、本調査終了後、その結果を直ちに最高管理責任者(学長)に報告する。

(設置)

第3条 調査委員会は、研究活動に係る研究不正の事案ごとに設置されるものとする。

(構成)

第4条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 最高管理責任者が指名する学内理事1人
- (2) 関連分野の教員2人
- (3) 非関連分野の教員1人
- (4) 研究倫理・安全委員会委員1人
- (5) 外部有識者若干人
- (6) 弁護士1人
- (7) その他最高管理責任者が必要と認める者

2 前項第2号と第3号の委員は、学内理事の推薦に基づき、最高管理責任者が任命する。

3 第1項第4号の委員は、研究倫理・安全委員会委員の中から、学内理事の推薦に基づき、最高管理責任者が任命する。

4 第1項第5号と第6号の委員は、学内理事の推薦に基づき、最高管理責任者が委嘱する。

5 構成する調査委員の半数以上は外部有識者とする。

6 申立て者及び調査対象となった研究者と利害関係を有する者は、委員になることができない。なお、調査の過程において、委員が申立て者及び調査対象者となった研究者と利害関係を有することが

判明したときは、その者に代えて、他の委員を選任する。

(調査委員会)

第5条 調査委員会に委員長を置き、学内理事をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 3 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 4 調査委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。
- 5 調査委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 6 委員長が必要と認めるときは、調査委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 7 委員の任期は、当該事案が終了するまでとする。

(予備調査)

第6条 予備調査は、調査委員会の委員のうち委員長が指名する学内委員が行うものとする。

- 2 委員長は、予備調査のため必要と認める場合は、委員以外の者を加えることができる。
- 3 予備調査は、申立て内容の合理性及び調査可能性等について調査する。

(事務)

第7条 調査委員会の事務は、公立大学法人大分県立看護科学大学総務グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、調査委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。